

平戸市行政改革推進委員会条例

平成17年10月1日条例第12号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な行財政運営の確立に向け、平戸市の行政改革を推進するため、平戸市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、平戸市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(所掌事務の遂行)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及びその附属機関の長並びにその事務責任者に対して、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、行政機関及び附属機関の運営状況を調査することができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の処務は、総務部行革推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月24日条例第45号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日条例第55号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。